

特定非営利活動法人共同子育て広場おひさま 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人共同子育て広場おひさま(以下「法人」という。)が木のいえ共同保育園を運営するにあたり取り扱う個人情報の適切な使用と保護のため、法人の行う取組みについて定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人の事業の用に供している個人情報を適用範囲とし、法人の全従業員の個人情報はこれに含まれるものとする。

2 本規程は、電算処理、書面を問わず、法人において記録・処理されるすべての個人情報を対象とする。

3 本規程は法人の全従業員に適用され、全従業員は規程に定められた事項を遵守するものとする。

(定義)

第3条 この基本規程で用いる用語の定義は、次によるものとする。

(1)個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2)園児

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3)従業員

法人内で、直接又は間接に法人の指揮監督を受けて法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員(正職員、有期契約職員、アルバイトなど)のみならず、理事、監事、第三者委員、実習生、ボランティア等も含まれる。

(個人情報保護方針)

第4条 法人の理事長は、個人情報保護の理念を明確にした上で、個人情報保護方針を定め、これを文書(電子的方式、磁気的方式等の記録を含む。)化し、従業員に周知させる。

第2章 個人情報管理体制

(個人情報保護管理責任者の任命、役割)

第5条 法人の理事長は、個人情報保護の取組みの統括責任者として個人情報保護管理責任者に園長を指名し、個人情報保護に関連する業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の取扱い及び個人情報保護の取組みに関しての園児の保護者またはその関係者（以下、「保護者等」という。）からの苦情及び相談を受け付けて対応する窓口を常設し、当該窓口の連絡先を保育所内の掲示所において告知するものとする。

3 前項の規定により、個人情報保護管理責任者が、保護者等から相談を受け付けた場合は、法人理事長に報告するとともに、適切な対応を行うものとする。

3 法人内の従業員は、個人情報保護管理責任者の指示に従って、施設内における個人情報保護の秘密保持等に努めるものとする。

第3章 実施および運用

(個人情報の特定)

第6条 法人は、事業の用に供するすべての個人情報を特定することとする。

(特定の対象)

第7条 前条に規定する特定の対象は、以下の個人情報とする。

- (1) すぎの子保育所の事業の実施に伴い取り扱う個人情報
- (2) 従事者の個人情報
- (3) 採用応募者の個人情報
- (4) その他、事業の用に供する全ての個人情報

(利用目的の特定)

第8条 法人は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

(利用に関する措置)

第9条 法人は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用するものとする。特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、その旨を保護者等に通知し、同意を得なければならない。ただし、次に示すただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者等の同

意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童・利用者の健全な育成及び援助・支援の推進のために特に必要がある場合であって、保護者等の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 また、従業者は目的外利用に該当するかどうか判断に迷う場合、個人情報保護管理責任者の判断を求めるものとする。

(提供に関する措置)

第10条 法人は、個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ保護者等の同意を得なければならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 既に利用目的、第三者提供の有無、問合せ窓口等を保護者等に明示又は通知し、同意を得ているとき

(2) 大量の個人情報を広く一般に提供するため、保護者等の同意を得ることが困難な場合であって、あらかじめ保護者等に通知しているとき

(個人情報の正確性の確保)

第11条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を、正確、かつ、最新の状態で管理するものとする。

第4章 安全管理措置

(安全管理措置)

第12条 法人は、個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(従業者の監督)

第13条 法人は、従業者に個人情報を取扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理が図られるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育)

第13条 法人は全ての従業者に、定期的に、個人情報保護についての重要性、利点、役割や責任、規定に違反した場合に予想される結果等を踏まえた適切な研修を行うものとする。

(文書の範囲)

第14条 法人は、次の個人情報保護の取組みの基本となる要素を書面で記述するものとする。

(1)個人情報保護方針

(2)個人情報保護規程

(3)この規程が要求する記録及び法人が個人情報保護の取組みを実施する上で必要と判断した記録

(記録の管理)

第15条 法人は、個人情報保護の取組みを実証するために必要な記録を作成し、維持するものとする。

(苦情及び相談)

第16条 個人情報の取扱い及び個人情報保護の取組みに関して、保護者等からの苦情及び相談を受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行うものとする。

2 法人は、上記の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

(運用の確認)

第17条 法人は、個人情報保護の取組みが適切に実施・運用されていることを定期的に確認するものとする。

(是正処置及び予防処置)

第18条 法人は、運用の確認及び監査の結果、不適切・不十分とされた事項については是正処置及び予防処置を実施するものとする。

(理事長による見直し)

第19条 理事長は、個人情報の適切な保護を維持するために、定期的に個人情報保護の取組みを見直し、必要な処置があれば、個人情報保護管理責任者に指示する。

2 理事長は、当該見直しを、個人情報保護管理責任者に委任し、実施することができる。

第5章 罰則

(本規程に違反した場合の措置)

第20条 法人は、本規程に故意に違反した者、または自己の職務を適正に遂行していれば違反を回避し得た者に対し、法人の就業規則の定めにもとづいて懲戒を行うものとする。

雑 則

(規則等)

第 2 1 条 本規程の運用に必要な規則等を別途定めることができる。

(規程の制定と改廃)

第 2 2 条 本規程の制定および改廃は、法人の理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。